

国士舘大学審査学位論文

「博士学位請求論文の内容の要旨及び審査結果の要旨」

「英国マーリーズ報告書の研究」

一由 俊三

氏 名 一由 俊三
学位の種類 博士(経済学)
報告番号 甲第57号
学位授与年月日 令和2年3月20日
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
学位論文題目 英国マーリーズ報告書の研究
論文審査委員 (主査)教授 阿部 武司
(副査)教授 岩元 浩一
(副査)教授 菊谷 正人

博士論文の要旨

題 目 英国マーリーズ報告書の研究

氏 名 一由 俊三

英国マーリーズ報告書の研究

経済学研究科 経済学専攻 博士課程

11-DB001 一由 俊三

論文要旨

英国の財政研究協会は、2011年にジェームズ・マーリーズ卿を中心としてまとめられた『税の設計書』(*Tax by Design*)を公表した。2010年には『税制設計の特性』(*Dimensions of Tax Design*)を公刊していたが、これらは『マーリーズ・レビュー』(以下、「マーリーズ報告書」という)と呼ばれている。

「マーリーズ報告書」は、1978年にジェームズ・ミードを中心としてまとめられた『直接課税の構造と改革』(以下、「ミード報告書」という)の後継報告書として位置付けられている。

「ミード報告書」は、「税制の幅広く安定した枠組み」を検討し、すべての政府がこの枠組みの中で活動できるようにすることを理想とした。換言すれば、「普遍的租税の枠組み」を創出しようとしたのである。したがって、課税対象となる「所得」の概念に立ち返り、根底を「消費型・支出型所得概念」に置いた。「個人の社会への寄与度」を基準とするのではなく、「個人が社会から取り出したもの」を基準として課税する。「取得型・発生型所得概念」に基づく標準的な包括所得税ではなく、「累進的支出税」を中心にする租税制度とすることが「公正な租税」となると主張した。

「マーリーズ報告書」は、「ミード報告書」を継承し、「消費をベース」とする課税体系にする方法を模索する。しかし、現行の所得課税制度を根底から変革する方法ではなく、できる限り現行制度を維持する方法で改革を行う。

二つの報告書は、英国に「普遍的な租税」を確立することを念頭にまとめられている。租税改革論は、とかく制度の末端の効果に走り易い。筆者が租税研究に魅入られた問題意識は、「租税における普遍性とは何か」、「租税制度を論じる原理

原則は何か」にある。「マーリーズ報告書」の研究に当たり、現行英国租税制度の検討を行うとともに、改革論の底流に流れる「経済学的アプローチ」における基本的租税論理にも触れた。最終的には、我が国の租税制度が採用すべき改革に関して、できうる限り普遍的視点で論じることができるよう研究を進め、その結果を終章で論じている。

「マーリーズ報告書」が基盤とする改革方法は、個人所得税においては正常利益率控除制度（a rate-of-return allowance；以下、RRA という）を、法人所得税においては株主基金利息控除制度（allowance for corporate equity；以下、ACE という）を導入することである。根底に存在する論理は、この二つの制度により正常利益を課税ベースから除外し、課税ベースを消費ベースと同義のものに変換することである。その上で、超過利益に累進的に課税することが、最も「中立的」な「累進的」課税制度となるとする。

累進性は「各年度の所得」を基準とするのではなく、「生涯所得」を基準とすることが望ましい。「生涯所得」は「生涯消費」にほぼ等しい。したがって、求められる普遍的原則は、「将来の消費のために自ら蓄えた富（貯蓄）自体には課税してはならない。」となる。

さらに、貯蓄の現在価値を維持するために、正常利益に課税してはならない。貯蓄源泉所得の超過利益を課税対象とすべきであり、そのような課税ベースに対し、累進税率が適用されることが公平である。各税制それぞれがすべて再分配機能を発揮する必要はなく、税制全体が体系的であり、中立性を可能な限り満たし、全体で累進性を発揮するものとなることを求めている。

「マーリーズ報告書」の具体的目的は、歳入維持を前提にして、英国の現行租税制度の再分配機能の強化にある。

労働収益課税制度は、英国租税制度の中心にあり、かつ、所得再分配機能を最も強く発揮する制度である。その改革に際して、「マーリーズ報告書」は「限界実効税率」（effective marginal tax rate；以下、EMTR という）を指標とする効果に目を向ける。英国の労働収益課税制度は、資力検査付給付金制度や給付付き税額控除制度が導入されており、所得再分配に関してバランスが保たれている。し

かし、EMTRの動向には矛盾が存在し、国民保険負担金と所得税の統合された税率構造を構築することが必要である。歴史的には、70%以上の最高所得税率による「没収的な課税」も行われた。しかし、所得税を負担しているのは高所得層であり、むやみな最高所得税率の引上げは労働意欲を阻害し、税収の増加に直結しない。また、重層的に発達した社会保障制度は、重層的がゆえに労働インセンティブを与えるものとなっておらず、統合した社会保障制度にすることが必要である。

貯蓄源泉所得に係る課税制度は、「生涯所得」を課税ベースとすることに直結する制度であり、究極的には、RRAの導入により目的は果たされる。しかし、現実的には、自ら蓄えた富とそれ以外の富を区分することは不可能であり、限度を定めた非課税貯蓄制度によることにより補完される。

法人所得課税制度は、個人所得税の補完的制度と言える。したがって、求められる特性は「効率性」である。ここに「効率性」とは、税が会社の投資のレベルやタイミング、資産の選択又は資金調達方法を歪曲させないことである。つまり、資本に対し「中立的」でなければならない。

しかし、包括的所得概念に基づく法人税は、資金調達方法に対し「非中立的」であり、根本的な構造に欠陥を内包している。自己資本よりも他人資本（負債）を優遇し、「資本投資価値を腐食する租税」となっている。

推奨される方法は、ACEを組み入れることである。ACEは、資金調達に係る非中立性を排除し、キャピタル・ゲインの「ロック・イン効果」にも、減価償却の「真の経済価値減価」との乖離やインフレーションにも効能を示す。ACEは、実行可能性を有しており、国際的資本投資環境においても、正常利益の課税免除により、資本の流入を呼び込むはずである。

一方、富の格差の拡大についてピケティは、資本主義経済の根本的特質として「資本収益率は、経済成長率より大きい」との「歴史的事実」が存在し、富の格差は時間とともに広がっていくと分析した。これに対処するには、相続税の累進度を強化し、究極的には「世界的資本税」を導入することであると唱えている。

相続や贈与により、臨時的・偶発的に保有することとなった富は、機会均等を

歪め不公正をもたらす。「マーリーズ報告書」は、自ら蓄えた富には課税するべきではないが、遺産取得には課税が必要であると主張する。相続税は、累積的累進遺産取得税とすべきであり、受遺者・受贈者ベースで課税することが公正である。

「ミード報告書」は、「所得格差」と「富の格差」を解消するために、富の保有に対する税を導入することが必要であると提案する。富の保有そのものは、安全性・独立性・影響性において保有者に力を与え、収益獲得能力は労働収益のように年齢とともに低下するものではなく、十分に課税する根拠を有する。富の保有が創出する資本所得は、労働所得より強く課税すべきである。したがって、所得税（労働収益課税）の補完税として、富の保有に対し年次で課税することにも検討を要する。

しかし、英国の相続・贈与に係る現行税制は、世論の反対論調に従い、非常に非課税措置・軽減措置が広いものとなっており、生前贈与による富の承継が可能となっている。まずは、現行制度の不合理的を改善することが必要であり、富の移転に係る税を英国社会に浸透させるべきである。

もうひとつ重要な制度としての付加価値税は、課税ベースが「消費」であり、かつ、制度が「簡易」であるので、税収の基盤とすべき税であるとされる。ただし、直接税ではなく、間接税であるから、遵守されるべき普遍的原則は、均一性と簡易性である。複数税率制は、「ケーキとビスケット」などの税率の境界に関する不毛な論争を生じさせる。

以上のような英国租税制度改革案から示唆を受けて、本論文において主張する我が国の所得課税制度に係る改革項目は次の通りである。

まず、所得税と社会保障制度を統一し、制度全体の累進性の精度を高めるべきである。我が国の所得格差拡大の要因は、「中間層の没落」である。したがって、「負の所得税」の仕組みを取り入れた「給付付き税額控除制度」を導入し、低額所得者に労働インセンティブを与えられる構造とすることが必要である。筆者によるデータ分析によると、社会保険料控除の税額控除化は、低所得者層におけるEMTRの改善効果が認められた。「130万円の壁」は解消し、少しでも働くことが有利となる。これに加えて、高額所得者に対する補助金となっている医療費控除

も給付付き税額控除とすべきであろう。

我が国では貯蓄率が高く、資本所得のシェアは高い。しかし、実際の超高額所得者の実効税率は低い。超高額所得者の資本所得に対し高率で課税することが必要である。しかし、「マーリーズ報告書」が推奨する RRA の導入可能性は低い。したがって、現実的には、少額投資非課税制度（NISA）を拡充し、一般的水準の貯蓄源泉所得を課税から除外する対策を講じたうえで、株式譲渡所得・配当所得等の資本所得を総合課税化し、累進税率により課税することである。守るべき普遍的原則は、「資本所得は、労働所得よりも強く課税する。」である。

さらに、大法人と中小法人に二区分している法人所得課税においては、大・中・小法人の三つに分解すべきであろう。大法人は「税率引下げ競争」に晒されており、国際課税環境に対応させることが必要であり、小法人は個人所得課税との統合が必要である。かつ、中規模法人は、ACE により自己資本充実化が必要である。法人所得課税の普遍性は、個人所得税の補完税であることであろう。

富の格差解消には、「累積的遺産取得税」、「富裕税（金融資産税）」の導入も検討されるべきである。

貧しい政治は貧しい経済に繋がる。「我が国の普遍的租税制度」を構築する可能性は存在するはずである。根源的論理に立ち返った租税制度を創り挙げるのは、今この時である。

以上




(3,970 字)

氏 名 一由 俊三
学位の種類 博士（経済学）
報告番号 甲第57号
学位授与年月日 令和2年3月20日
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
学位論文題目 英国マーリーズ報告書の研究
論文審査委員 (主査) 教授 阿部 武司
(副査) 教授 岩元 浩一
(副査) 教授 菊谷 正人

博士論文審査結果の要旨

題 目 英国マーリーズ報告書の研究

氏 名 一由 俊三

令和元年度 博士論文審査結果報告書 国士舘大学大学院 経済学研究科 経済学専攻			
専修科目名	主任審査員(指導教授)氏名	審査員氏名	
租税論・租税法Ⅲ	阿部 武司 	岩元 浩一 	
		菊谷 正人 	
			印
博士論文題目	学籍番号	11-DB001	判定
英国マーリーズ報告書の研究	氏名	一由 俊三	合格
《審査所見》			
I 本論文の特徴			
<p>ノーベル経済学賞を受賞したジェームズ・ミードを中心にしてまとめられた報告書『直接課税の構造と改革』(以下、「ミード報告書」という)が1978年に公表され、以後30年間にわたり英国租税制度に強い影響を与えてきた。ただし、今世紀に入り、経済のグローバル化の進展や金融技術の発達、環境問題、欧州周辺諸国の動向等、新たな社会・経済状況の変容に伴い、英国税制の抜本的改革が要請されていた。キャメロン政権下において、ノーベル経済学賞受賞者のジェームズ・マーリーズを中心とした研究グループにより2010年4月に『税制設計の特性』、2011年9月に『税の設計書』(以下、この2冊を「マーリーズ報告書」という)が上梓されている。「マーリーズ報告書」は、「ミード報告書」と同様に英国政府に対する税制改革の提言書であり、その足跡を引き継ぐ後継報告書として位置付けられている。</p> <p>本論文では、今後、数十年にわたり英国租税制度に影響を与えるであろう「マーリーズ報告書」に基づいて、英国租税制度の特徴、英国独自の租税特別措置等を解明しながら、課税の公平性・中立性を加味した新たな制度設計への提案・議論が重ねられている。理論的観点ばかりではなく、政策的観点からも考察</p>			

[備考]

1. 審査員氏名欄には、審査された4名の署名及び捺印をお願い致します。
2. 判定欄には、合・否を必ず明記して下さい。

が加えられ、租税制度の充実化・税制改革が示唆される。「マーリーズ報告書」の提案を受け入れたキャメロン政権による税制改革では、投資先国として魅力的かつ競争的な法人税制の構築に一貫している一方で、所得税の最高税率の引下げと消費税の引上げを合わせて行い、法人税と他の税目との組合せである「タックスミックス」の見直しが改革の主流となっている。つまり、所得税、法人税、消費税等、個々の税目枠内で改革を進めるのではなく、全体としての税収中立的な改革が進められている。

本論文は、「マーリーズ報告書」の提言を受けて、とりわけ所得課税制度について所得再分配の観点から研究することを主目的とし、所得課税制度と社会保障給付制度の連結が所得再分配に最適・公平な税制システムであると主張する。その税制の確立・構築を目指すために、英国租税制度に関する史的・政策的検討を加えるとともに、その検討を踏まえて、日本における租税制度の充実化・税制改革に対する提言も行っている点が大きな特徴となっている。

II 本論文の概要

本論文は、下記のように序章・終章を含む 11 章から成る。

序 章 英国マーリーズ報告書の概要

第 1 章 英国における所得課税の特徴

第 2 章 労働収益課税制度改革

第 3 章 貯蓄課税制度改革

第 4 章 法人所得課税制度改革

第 5 章 小規模事業者課税制度改革

第 6 章 国際課税に関する法人所得課税制度改革

第 7 章 消費課税制度改革

第 8 章 富の移転に係る課税制度改革

第 9 章 英国マーリーズ報告書の結論

終 章 我が国の所得課税制度に対する提言

「マーリーズ報告書」が基盤とする所得税改革は、個人所得税には「正常利益率控除制度」(RRA)、法人所得税には「株主基金利息控除制度」(ACE)を導入することである。その根底に存在する論理は、正常利益を課税ベースから除外し、課税ベースを消費ベースと同義のものに変換することであり、その

上で超過利益に累進的に課税することが、最も中立的・累進的な課税制度になるとみなしている。たとえば、配当課税制度に関して、英国では1973年に導入されたインピュテーション方式が、独自の配当二重課税排除措置として20年以上にわたって継続採用されてきたが、1997年に成立したブレア労働党政権において、欧州裁判所の採る姿勢に協調する形で廃止された。現在、わが国と同様に、受取配当等の益金不算入方式が採用されている。インピュテーション方式・益金不算入方式は、(1)法人・株主間における二重課税排除、(2)配当または内部留保を行う場合の課税の中立性を確保することを目的とするものであった。これに対して、近年検討されている方策は、企業が資金調達を行う場合、株式によるか負債(借入れ)によるかにおける「課税の中立性」である。両者の課税上の中立性を図る措置としては、(a)負債に対する利息の控除をこれまでどおり認める一方で、株式に係る機会コスト相当分の税額控除を認めるACEの導入、(b)企業の資金調達方法が株式によるものであろうと負債によるものであろうと支払利子等の控除は認めず、法人所得に課税を行う方法の検討が行われている。英国における配当課税制度に関する議論は新しい岐路を迎えていたが、「マーリーズ報告書」ではACEの導入が提言されている。ACEは、資金調達に係る非中立性を排除し、キャピタルゲインのロックイン効果にも、減価償却における真の経済価値減価との乖離やインフレーションにも課税公平・中立的効能を発現する。ACEが導入された場合、正常利益の課税免除により国際的資本の流入を呼び込むことにもなる。

さらに、「マーリーズ報告書」の具体的目的は、歳入の維持を前提として所得の再分配機能を強化することであった。労働収益課税制度は英国租税制度において所得再分配機能を最も発揮する制度であるが、その際、「マーリーズ報告書」は限界実効税率(EMTR)を指標とする効果に注目した。労働収益課税制度には、資力検査付き給付金制度や給付付き税額控除制度が導入されており、所得再分配に関してバランスが保たれているかもしれないが、EMTRの動向には矛盾が存在しているので、国民保険負担金と所得税を統合した税率構造の構築が必要であると提唱されている。

貯蓄源泉所得に係る課税制度は、生涯所得を課税ベースとすることに直結する制度であり、究極的には、RRAの導入によって目的は果たされるが、現実的には、自ら蓄えた富とそれ以外の富を区分することは不可能であるので、一定限度額を定めた非課税貯蓄制度により補完されるべきである。「マーリーズ報告書」の見解によれば、自ら蓄えた富には課税するべきではないが、相続や贈与により臨時的・偶発的に所有することになった富は、機会均等を歪め、不公正をもたらすので、遺産取得には課税が必要で

ある。したがって、相続税は累積的累進遺産取得税にするべきであり、受遺者・受贈者ベースで課税することが公正な課税制度を設計することになる。

このように「マーリーズ報告書」と英国租税制度を探究した上で、最後に、「マーリーズ報告書」の提言および英国租税制度の特徴をベースにして、我が国の租税制度を改善するためのユニークな自説が開陳されている。

まず、所得格差拡大を防ぐためには所得税と社会保障制度を統一し、負の所得税の仕組みを取り入れた「給付付き税額控除制度」を導入することによって、低額所得者に労働インセンティブを与える構造とする必要がある。社会保険料控除の税額控除化には、低額所得者における EMTR の改善効果が認められていた。なお、高額所得者に対する補助金となっている医療費控除も給付付き税額控除とするべきであると主張する。

我が国では貯蓄率が高く、資本所得のシェアは高いが、超高額所得者の実効税率は低いので、超高額所得者の資本所得に対しては高率で課税する必要があると主張している。ただし、「マーリーズ報告書」が推奨する RRA の導入可能性は低いため、現実的には、少額投資非課税制度（NISA）を拡充し、一般的水準の貯蓄源泉所得の課税除外対策を講じた上で、株式譲渡所得・配当所得等の資本所得全体を累進税率によって総合課税化することが提案されている。この発想には、「資本所得は労働所得よりも強く課税する」という原則が働いている。同様に、富の格差拡大を解消するためには、富裕税の再導入あるいは金融資産税または累積的遺産取得税の創設も検討されるべきであると力説している。

III 博士論文として評価すべき点

本論文では、わが国においては未開発な研究分野であり、研究蓄積が未だ少ない領域である英国租税制度が探究されている。「マーリーズ報告書」および英国租税制度の探究は、我が国において未開拓の領域であるが、その検討を通じて英国税制の特徴あるいは英国税法固有の考え方および問題点が網羅的に抽出されている。この意味において、本論文は現時点で英国租税制度に関する最も包括的な研究成果の一つであるといえることができる。

なお、英国は「グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国」を正式名称とする主権国家であ

り、現在でも、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、南アフリカ、ナイジェリア等が加盟する英連邦諸国は、租税法のみならず多くの諸制度において、英国の影響を強く受けている。したがって、多少の相違があるにせよ、英国の租税制度を熟知していれば、かつて英国を旧宗主国としていた英連邦諸国を含めると 30 ヶ国以上の国における租税制度を網羅することができる。この観点からも、本研究の意義は極めて大きいといえる。

さらに、我が国の租税制度の弱点・欠陥を指摘するとともに、我が国の租税制度の改善に貢献できるように、「マーリーズ報告書」の提言に基づいて革新的な見解が披瀝されていた。その自説を展開するために、「マーリーズ報告書」を含めて英国税法に関する膨大な文献を狩猟し、英国租税制度の特徴と日英比較分析といった一定の問題意識をもって論点整理した本論文は、博士号の授与に値する論文である。